

先方負担手数料（総合振込）の設定変更マニュアル

振込・振替および総合振込（Web 伝送サービスの総合振込をご契約のお客様のみ）には、先方負担手数料の自動計算機能があり、それぞれ個別に先方負担手数料を設定することができます。総合振込で先方負担手数料自動計算機能をご利用になる場合には、次の操作を行って現在の設定内容をご確認いただきますようお願いいたします。

☆総合振込の先方負担手数料の設定内容を確認します。

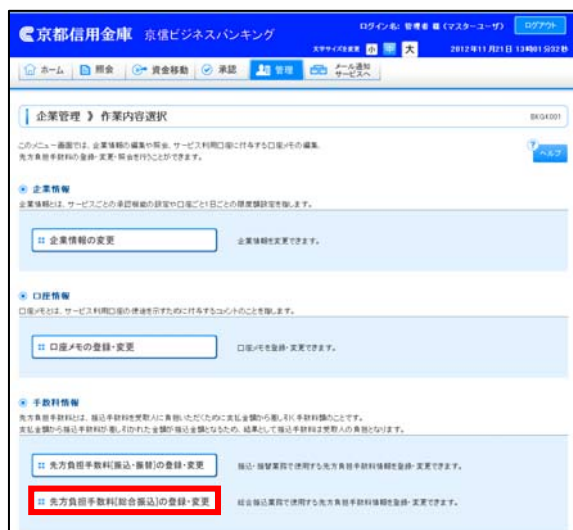
ここで、基準手数料の使用する・しないの設定や手数料額の登録内容をご確認ください。



マスターユーザまたは管理者ユーザでログインし、「管理」タブをクリックします。



「企業管理」ボタンをクリックします。



「先方負担手数料[総合振込]の登録・変更」ボタンをクリックします。

「先方負担手数料[総合振込]の登録・変更」画面が表示されます。基準手数料の使用の有無と、手数料の設定内容をご確認ください。

基準手数料が「使用する」に設定されている場合は、手数料を先方負担とした際に、京都信用金庫が定める振込手数料額が使用されます。

基準手数料が「使用しない」に設定されている場合は、お客様が任意に指定された振込パターンごとの手数料額が使用されます。

※総合振込で基準手数料を使用する場合には、次ページに記載の基準手数料の選択を行ってください。

※基準手数料と異なる任意の先方負担手数料を使用する場合には、次ページに記載の振込パターンごとの手数料設定の操作を行ってください。

！基準手数料とは！

基準手数料とは、お客様がご依頼になる振込・振替や総合振込等のお取引に対して、当金庫からご依頼人様に請求させていただく振込手数料額のことです。

お客様が振込・振替や総合振込で振込手数料を先方負担（振込先様にご負担いただく方法）にされる場合、この基準手数料をあらかじめ振込パターンごとの手数料額に設定しておくことで、一部の例外を除いて当方負担手数料額と先方負担手数料額の間には差額が発生しないように処理することができます。

(例外) 基準手数料を設定されていても差額が発生するケース

3万円以上の支払金額から先方負担手数料を差し引いて振込金額が3万円未満となる場合、先方負担手数料と当金庫から請求させていただく振込手数料との間に差額が発生する場合がございます。そのような場合には、振込金額（受取人様の口座に入金される金額）がご依頼人様の意図に沿ったものとなっているかどうかをご確認の上で操作いただきますようお願いいたします。

☆総合振込で基準手数料とは異なる任意の先方負担手数料を使用する場合、または総合振込で基準手数料を使用する場合には、「先方負担手数料[総合振込]」の登録・変更」画面で次の操作を行ってください。



基準手数料を「使用する」に変更するには、基準手数料で「使用する」を選択し、「変更」ボタンをクリックします。

この操作により、振込パターンごとの手数料額は当金庫所定の基準手数料となります。また、手数料が改定になる場合でも、常に最新の基準手数料額が適用されます。

基準手数料を「使用しない」に変更するには、基準手数料で「使用しない」を選択し、任意の手数料額を入力して「変更」ボタンをクリックします。

また、「読込」ボタンをクリックすると振込パターンごとの手数料額には、操作時点の当金庫の基準手数料額がセットされます。

！ポイント！

「使用しない」を選択しないと、支払金額範囲や振込パターンごとの手数料を入力することはできません。

◎総合振込をファイル受付にてご依頼いただく場合のデータ作成について

ファイル受付にて総合振込データを作成される場合には、データを作成されるツールに先方負担手数料の自動計算機能が含まれているかどうかを当該ツールの製造元にご確認ください。尚、先方負担手数料の自動計算機能が含まれている場合には、当該ツール内の手数料額の設定を見直していただきますようお願いいたします。

以上